

日時：平成 26 年 5 月 28 日（水）午前 10 時～

場所：大阪市役所 P 1 階 会議室

## 大阪市特別職報酬等審議会 議事録

（給与課長）

みなさま、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから会議の方を始めさせていただきます。

会議の開催に先立ちまして、一点お断り申し上げます。大阪市では 5 月 1 日から 10 月 31 日まで、夏期の適正冷房等軽装勤務、いわゆるクールビズに取り組んでおりまして、本市が主催する会議では上着、ネクタイ着用せずということにさせていただいておりますので、委員の皆さま方にはご了承願います。それでは会長、よろしく申し上げます。

（池田会長）

おはようございます。本日はみなさま、大変お忙しい中、審議会にご出席いただきましてありがとうございます。ただ今より、第 2 回大阪市特別職報酬等審議会を開催いたします。第 2 回ということで、そろそろチームワークもかなり深まってくるかと期待しております。私、当審議会会長の池田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

当審議会は「会議の公開要領」により、公開させていただいております。

本日の出席委員はお手元の配席図のとおりですが、倉持委員におかれましては、本日は都合により欠席されておりますので、ご了承願います。

また、市側出席者は、前回と同様、人事室、財政局、市会事務局に加え、本日は政策企画室の秘書部からも出席いただいております。

それでは、審議に入りたいと思います。前回は、第 1 回目ということで、お手元に議事要旨として配布されておりますが、市長から諮問をお受けし、事務局から関係資料の説明を受けた後、委員の皆様にはこの審議会に臨むにあたっての率直なご意見をまずいただいたところです。

第 2 回の本日の議題としては、前回に引き続き、市長及び副市長の給料及び退職手当等について議論することとしております。特に、特別職の職務について、直接お話をお聞きする場面も必要かと考えましたので、事務局にお願いをして、後ほど村上副市長にご出席いただく手筈となっております。時間に関しては公務の関係から若干の前後はあると思いますが、午前 11 時から意見交換をさせていただきたいと思います。副市長退席後に、委員間で審議するという流れで進行させていただく予定ですので、委員の皆さまには、ご協力のほど、よろしく申し上げます。

それでは、まず事務局より資料について説明を受けたいと思います。

(給与課長)

それでは、追加資料につきまして、ご説明申し上げます。

本日の資料としましては、「審議会の次第」、「委員名簿」、「第2回会議資料」、「渡部委員提出資料」、「第1回議事要旨」の5種類となります。失礼ではございますが、着席して説明させていただきます。

それでは、会議資料の1ページをお開き願いたいと存じます。前回の審議会の中で「退職手当の廃止」や「給料を年収総額で考えるべきではないか」というご意見がございましたので、市長・副市長の収入につきまして、前回お示ししておりました市長・副市長の年額ベースの金額に退職手当の1年相当分を加算して、便宜的に「年収総額」として算出しております。1ページ目に市長、2ページ目に副市長について、それぞれ、減額措置前、減額措置後をお示ししております。具体的内容でございますが、減額措置前で、市長は36,031,080円、副市長は27,181,020円となります。

続きまして、3ページでございますが、この資料は、副市長の給与が市長の給与の何割に相当するかについてまとめております。

前回の審議会の中で「副市長の給与が市長の給与の約8割というのが妥当なのかどうか」というご意見がございました。市長及び副市長の執務の状況等につきましては、後ほど政策企画室からご説明させていただきますが、この資料では、各政令指定都市及び大阪府の副市長又は副知事の給与が市長又は知事の給与の何割に相当するかについてまとめております。具体的内容でございますが、減額措置前で、各都市とも概ね8割前後となっております。

続きまして、5ページでございますが、この資料は、特別職である市長・副市長と一般職である公募区長・行政職局長・行政職部長の給与水準をカット前、カット後の月額ベース・年額ベースで比較しております。具体的内容は、表のとおりでございますが、これをグラフに落としたものを7ページでお示ししております。左側がカット前、右側がカット後となっております。

続きまして8ページでは、7ページのグラフを基に、9ページ及び10ページにございます民間企業の社長又は副社長の報酬年額も併せてグラフ化しております。なお、民間企業におきましては役員の退職慰労金を廃止し、役員報酬に振り替えている企業もございましたので、参考といたしまして市長・副市長の年額ベースに退職手当の1年相当分を加算した金額を星印でお示ししております。

続きまして、9ページでございますが、この資料は、民間役員の報酬についてまとめております。民間における役員報酬額に関する調査としては、2の(1)人事院が、また、(2)産労総合研究所、(3)労務行政研究所が実施しており、それぞれの調査結果を抜粋してお示しさせていただきます。 (2)、(3)は民間機関ですが、いずれも人事、賃金、労務管理に関する調査、研究、出版を行う機関でございます。調査結果といたしまして、社

長の年間報酬額が約 3,400 万円から 4,300 万円、副社長の年間報酬額が約 3,200 万円から 4,000 万円となっております。

続きまして、11 ページでございますが、この資料は、民間企業の役員の退職慰労金の有無等についてまとめております。民間企業における役員の退職慰労金に関する調査として、1 の(1)総務省、(2)産労総合研究所、(3)労務行政研究所が実施しており、それぞれの調査結果を抜粋してお示しさせていただいております。調査結果といたしまして、役員の退職慰労金が「ある」と回答した企業が約 34%から 64%、「廃止又はなし」と回答した企業が約 35%から 66%となっており、調査元の違いにより幅がありますものの、いずれも大手、あるいは上場企業では「廃止又はなし」が多い傾向が見られます。また、役員の退職慰労金を「廃止」した企業のうち、80%以上の企業が、その原資を役員報酬に振り替えたり、業績に連動する賞与やストックオプション等に振り替えるなど何らかの代替措置を講じており、「何もしない・廃止のみ」という企業は 10%から 17%となっております。

続きまして、15 ページでございますが、この資料は、民間の社長の退職慰労金・功績倍率の平均額をお示しした資料でございます。調査元は、民間機関で、会社役員や総務人事労務の書籍を出版する政経研究所でございます。具体的内容でございますが、退職慰労金合計額の全社平均といたしましては、4,618 万円、1 年当たりの金額は 430 万円となっております。

続きまして、17 ページでございますが、この資料は、市長及び副市長に係る年俸制・退職手当の不支給・退職手当の通算について、平成 25 年 4 月 1 日時点の全政令指定都市、中核市を含む全国 138 市の状況を「地方行政調査会」が調査した資料でございます。市長及び副市長に年俸制を採用している自治体はありません。特例措置ではなく恒久的な制度として退職手当を不支給としている自治体もございません。退職手当を通算して支給している自治体は熱海市 1 市となっております。

では、引き続き財政局、政策企画室から資料のご説明をさせていただきます。なお、渡部委員からご提出いただいている資料につきましては、後ほど渡部委員からご説明いただくこととします。それでは財政局、よろしく申し上げます。

(財務部長)

続きまして、財政局でございます。資料の 19 ページをご覧いただきたいと存じます。前回 1 回目の当委員会におきまして提出いたしましたのは、25 年 2 月分でございます。本日は 26 年 4 月分ということで、直近バージョンの資料を作成いたしました。ポイントをいくつか説明を申し上げます。1 枚捲っていただいて、資料の 20 ページでございます。試算の前提条件をここに書いております。まず先だって 5 月補正をやりましたもので、そのベースをこの試算に反映しております。それと、市税のところ。今年の 1 月内閣府で作成いたしました、中長期の経済財政に関する試算、これの経済成長率を反映しております。それと消費税率について 5%から 8%に上がりましたので、その影響も盛り込んで

ございます。また人件費でございますけども、5月補正を反映しましたので、給与改定などを盛り込んでございます。それと、資料的に言いますと、22ページをお開き願いたいのですが、右上の棒グラフが、25年2月版の前の資料でございます。今回お示ししているのが、真ん中の濃い棒グラフで示したものでございまして、これによりますと、例えば平成26年度、今年度で180億円の赤、通常収支の不足額が出ていると。以降、右にずっといきまして、最高で平成30年の315億円の赤。これは徐々に回復基調にございまして、平成35年には102億の黒に好転と。ということで、次第に収支状況については、好転の兆しが見えております。ただ、資料23ページの主なポイントに書いてございますけれども、一定の改善が見られるものの、当面単年度の通常収支不足額につきましては200億から300億程度の不足になってございまして、この試算には多くの不確定要素、税収の動向でありますとか金利の動向、はたまた財務リスクなどが加わりまして、相当の幅を持って見る必要があるかと思えます。

それと、資料の27ページでございます。ここにお示しさせていただいておりますのが、一般会計の市債残高の推移を書いてございます。今年度、平成26年度で、一般会計トータル、2兆8,700億円の市債残高があると。これは徐々に減少いたしまして、平成35年には、2兆3000億円弱の残高が見込まれます。26年度と比較いたしますと、約5,700億減っているような推移でございます。主な資料の説明は以上でございます。

(秘書部長)

そうしましたら私、秘書部長の松本と申します。政策企画室から市長、副市長の執務状況でありますとか業務の実態についてご説明をさせていただきます。

お手元の資料29ページをご覧くださいませでしょうか。29ページに市長の主な業務実績、平成25年度ということで、年間の活動内容を便宜的に、市会関連、庁内活動、庁外活動、その他という4つに区分分けしてお示ししております。

まず1つ目の市会関連でございますが、運営委員会、本会議、委員会、協議会となっております。こういういわゆる公式の場に出席することは勿論のことでございますけれども、それに向けましての庁内、行政内部での調整でありますとか、あるいは個別議員あるいは各会派との直接の意見交換でありますとか、議論というのを重ねているところであります。政治家として市長が掲げます大きな政策あるいは大阪市としての市政運営方針に基づく様々な施策、事務事業につきまして行政のトップとして議員の方々と高いレベルで議論を重ねているところであります。その上で最終的には責任を伴う大きな判断を下しているというところでございます。

2つ目の区分のところでは庁内活動というのがございまして、色々掲げておりますけれども、ここが一番実態的に、ボリューム的には大きな要素を占めるということでございまして、とりわけ一番上の部局との打合せ、回数792という風に記載しておりますけれども、圧倒的にこの部分が占める時間の割合が大きいということになっております。細かい事務

事業についても橋下市長は各部局と綿密な打合せを行いますし、意見交換も連日行っておりまして、その都度職員に対して指示を出している状況でございます。本市の厳しい財政状況を踏まえながらも、市長としての政策実現に向けまして、我々一般行政職ではなし得ないような、政治家、公選職としての判断、決定を下しているという状況であります。もう1点、この区分の中に報道対応というのがございますが、庁内活動の中でも報道対応というのは、橋下市長としてのかなり大きな比重を占めているところであります。週に1回定例会見ということで、これは勿論でありますけれども、それ以外にも登庁時、退庁時にその都度インタビューを受けたり、あるいは行事が終了するごとにインタビューを受けたりということ、平時から常に行っておりまして、基本的にはメディアからの質問が尽きるまで質問に答えると、そういうスタイルで対応しているところであります。

その次に、3番目の庁外活動というところでありますけれども、これは一般的な行事に出席して挨拶をするといったところでありますけれども、それ以外にもこの欄に掲げていますが、会議として、大阪府・大阪市特別区設置協議会あるいは府市統合本部会議というところがここに入れさせていただいております。大阪府・大阪市特別区設置協議会と申しますのは、大阪府と共に大阪にふさわしい大都市制度、いわゆる大阪都構想といわれるものでありますけれども、その実現に向けて具体的な制度設計を行うための協議会、あるいは府市統合本部会議、これは大阪府と共通する行政課題につきまして一元的な行政活動の実現というものを目指して、設置しておる会議体ですけれども、こういったもの、この内容はかなり高度なものとなって参りますので、会議そのものも勿論でありますけれども、事前の準備につきましても相当な時間を費やすところであります。それ以外にも、関西広域連合の委員として会議に出席したりというところも、比較的大きな要素となっております。

一番最後のその他というところで、これは日常的な業務を、雑務的なように見えるかもしれませんが、幹部に対して常にメールを送信して、勤務時間内外を問わずですけれども、メールにより指示を出したり、議員あるいは自治体の首長なんかと電話協議をされたりとか。勿論、言うまでもなくですけれども、市長自身が資料でありますとか、新聞、インターネットなどで情報収集を精力的にやっているところであります。

この表の中には直接表れてきませんが、危機管理ということに関しましては、昼夜時間を問わずに備える態勢をとっておりまして、万が一災害が発生した場合は、幹部と連携して判断が出せるように、常に備えているという状況であります。

このように市長として、この職務は何より強い体力、精神力というのが必要とされるところでありますけれども、政治家公選職として、いわゆる極めて高度な判断力、調整力が求められるところであります。休日時間外を問わずに、場合によっては昼食も十分とれないといった24時間常に神経を尖らせているといった状況であります。

続きまして副市長の業務の状況でありますけれども、これは35ページに同じような様式でまとめさせていただいております。後ほど、村上副市長自身にご質問いただければ結構ですが、副市長というのは市長の特別の信任を得て議会の同意を得た特別職ということに

なりまして、実務的には非常に責任重き立場にあります。申すまでもないのですけれど、地方自治法には一定市長を補佐し、市長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督する、ということをされております。大阪市では3名副市長を配置しております、総じて申しますと、市長の一步手前での判断者という風に申し上げることが出来ると思います。行政がボトムアップで上げてきます各種の事務事業につきまして、事務方としての最終的な判断者でありますし、各局のみでは判断しきれない、あるいは局横断的な、そういったことに関してより高度な次元での判断を求められる、そういう事務方としての判断責任者となっております。その一方で、市長に最も近い立場での職責を有しております、市長の補佐役、といいますのは市長の意向、方針を素早く察知、理解して、それに基づいて指示を下ろすという風な、そういう立場でもございます。

具体的な業務の内容につきましては、ご覧いただいている資料のとおりですが、若干繰り返しにはなりますが、同じように説明させていただきます。市会関連で申しますと、議会開催中は勿論でありますけれども、平時と言いますか、閉会中においても、特別職の立場として個別議員、あるいは各党派との対応、議会との関係性においてかなり高度な調整を担っているところであります。

2つ目の庁内活動としましては、市長と同じように部局との打合せ、このあたり村上副市長の場合は約 900 という風には書いてありますが、市長の最終的な判断を仰ぐ直前の段階はすべて副市長が判断を行うということになっておりますので、必ずこういう風な案件が副市長のもとに入るようになっていきます。また、市長の判断に至らない案件につきましても、責任者として副市長が判断するというのもございますので、これらをあわせまして、質的にも高度でありますし、量的、ボリューム的にも相当な内容になっているということでございます。

3つ目の区分で、庁外活動について村上副市長の場合は行事出席 50 という風になっておりますが、特徴的なこととしましては、橋下市長への出席要請がかかる行事ですとか会議というのが極めて膨大なものですから、そのかなりの部分を3名の副市長が分担して代理出席している実情がございます。それ以外にも定例的な日常業務ですとか、業務以外にも関連する情報収集、資料収集、資料に目を通すという時間も当然に大きな時間を要しているところであります。いずれにしましても副市長というのは市長に代わる実質的な判断者となる場合がございますので、極めて高度な判断あるいは調整業務というのを日常的に行っているところでございます。市長同様に各担当分野での危機管理ということも含めまして、休日時間外を問わずに市長同様の職責を担っているというところでございます。説明は以上です。

(池田会長)

どうもありがとうございました。以上が事務局からの各資料の説明でございました。ただ今の事務局からの資料説明について、限られた時間ではございますが、ご質問等はござ

いませんでしょうか。

( 渡部委員 )

まず、副市長について教えてください。3名おられるとのことでしたが、3名とも大阪市役所の職員から昇進していったと判断してよろしいでしょうか。

( 秘書部長 )

現在は3名とも、そうです。

( 渡部委員 )

分かりました。

また、3名のうち、村上副市長が一番枢密的な事柄にタッチしていらっしゃる、第一の補助者でいらっしゃるのでしょうか。

( 秘書部長 )

職務代理の順位というのを予め決めておりますので、市長がもし何らかの事由で欠けた場合の職務代理の順位としては、村上副市長が第一順位になっております。それぞれに担当分野、担当局がございますので、それぞれの仕事は実質的には分担しているということになります。

( 渡部委員 )

はい、結構です。

( 池田会長 )

他にはございませんか。はい、どうぞ。

( 山崎委員 )

2点お伺いしたいと思うのですが。

1点目は財政の問題について。今日の資料では通常収支の資料しかないのですが、事前にいただいた資料では市の財政全般についてご説明があったと思います。その資料を見ると、収支は赤字ですけど、全体の収支を見ればですね、きちんとバランスがとれていて、自治体の財政指標、4つでしたかね。3つか4つあると思うんですが、それを見ればすべてクリアをしていると。ですから、元々いただいた資料を見ると、大阪市の財政はいかにも健全だと主張してあるという風に私は理解をしているのと、もう1つは、大阪市の財政を圧迫しているのは、国民健康保険と生活保護費、ここの支出が非常に大きくて、最も圧迫していると資料から読み取ったのですが、その認識は正しいのかというのが1点と。

もう1点は、市長、副市長の動静というのが書いてあるのですけれども、これは登庁されている日のスケジュールだと思うのですけれども、1週間の内に何日登庁されているのかということをお答えできるのならば教えてください。

(財務部長)

まず、財政問題から答弁させていただきます。本日お示しの、横長の資料の21ページをご覧いただきたいのですが。最下段欄外にですね、参考という風に、補てん財源の状況とこのを書いておりますけれども、この資料で申しますと、ご説明いたしましたように、単純に歳入から歳出を引いた差引不足分、いわゆる通常収支の不足は三角がずっと付いています。しかしながら、欄外に書いていますように補てん財源という読み方をいたしまして、いわゆる民間、一般で言いますと未利用地ですね、不用地、これがたくさん市の場合もございまして、これを売っていきこうと。この間、平成22年から平成26年度予算の中でいいますと、940億売っております、その補てんをこれまで充てていたと。今後27年から30年度まででいうなら560億円くらいは売れる見込みの土地があるということが一つ。それと、財政調整基金といたしまして、いわゆる貯金でございます。これは26年度末見込みで1600億円くらいございますので、併せて2200億円くらいは余剰財源があると。従いまして、26年度予算でいきますと180億円赤字が載っていますけれども、その下に補てん財源Bというのがあります。不用地等を131億円売りましょ、財政調整基金の取崩しを49億いたしましょ、これで収支が相償うということになっていますので、収支上は貯金とかそこら辺を補てんで済まして、いわゆる相償うようにやっておるのですが、実際歳入から歳出を引けばまだまだ赤字ということ。それから委員が先ほど生活保護費といたしましたが、生活保護も3000億円からどんどん増えておりまして、若干この2、3年頭打ち、微減です。全国ではまだまだ右肩上がりですけど、大阪は今のところ、てこ入れをやっています、ここ2、3年は若干減っています。ただ財源がですね、4分の3が交付金で、4分の1が市費ですので、やはり皺寄せが凄いと。経常経費の多くを占めています。

(山崎委員)

ありがとうございます。

(池田会長)

それでは続いてどうぞ。

(秘書部長)

市長、副市長の登庁状況といたしますか、出勤状況でよろしいでしょうか。ご承知のとおり、市長、副市長とも特別職でございますので、いわゆる勤務時間だとかそういう概念が実際にはないのが事実なんです、市長で申しますと特段予定がない日は登庁しないこと

もあります。週に平日で1回あるかという感じなんですけれども、予定がなければ登庁しないことになっております。その間、役所には参りませんが、メール等で指示があったりしますので、いわゆる全く何もしていないという状況にはなっていないかと思えます。それと、副市長につきましては、一般の行政職の職員とほぼ同じような出勤状況であると思っていただいたら分かりやすいのではないかと思います。

(池田会長)

はい、ありがとうございます。他に質問はございませんでしょうか。

(秘書部長)

一つ申し上げます。市長の業務状況につきましてはすべてホームページ等で公開しておりますので、市民のみなさまに分かるようにさせていただいております。

(池田会長)

はい。それでは、渡部委員。

(渡部委員)

財政関係ですね、丁度私が質問しようとしていました、ファシリティマネジメントですね。たくさんの償却分も含めて資産があるわけですが、地方自治体で、これは欧米でもそうですが、非常に運営管理が不十分だということが多いんですよね。560億円と1600億円、合計2100億円という大変な数字、非常に興味深いわけですが、560億円や2100億円だとかかなり余裕があって、大阪の発展も期待出来るなと思うわけですが、

大阪府は導入していますが、大阪市は新公会計モデルの導入しておるのでしょうか。総務省の方は、平成26年度から大阪市は導入するとの予定だったようですが。

(財務部長)

新公会計制度の導入はですね、昨年度財政局の方でシステムを作りまして、今年度、この4月から会計室の方に移管いたしまして。スタートは来年度からするように手筈は整っております。

(渡部委員)

2015年度からと。

(財務部長)

はい。

( 渡部委員 )

あ、そうですか。1年遅れると。それはどういう点で1年遅れるんでしょうね。非常に大事なことだと思うのですが。

( 財務部長 )

遅れるのではなく。

( 渡部委員 )

総務省は、2014年、平成26年度から大阪市という風に。

( 財務部長 )

全国でもですね、東京都に倣ってやるベースと、先生がおっしゃいました総務省に倣ってやるベースとありまして。大阪市の場合は先に大阪府が先にやったベースでやっておりますので、実は総務省よりも東京都のベースでやるということになっております。

( 渡部委員 )

ええ。そしてですね、これに絡んで、大阪市は大都市でございますから、償却資産というのは非常に負担が大きくなりますとですね、維持管理コスト、案外日本の地方自治体はそういうことをあまり深刻に考えていないところがあるんですけど。ちょっと理論的になります、欧米で、色々私も鑑識があるものですから、調べますと、新公共管理論という、NPMというものが非常に勃興して参りましてですね。事務局の方にはお話ししておりますが、行政、特に地方行政における民間企業経営手法などを反映した、これは簿記、会計が関係してきますが、首長主導の行政効率化が重要視されてきていると。地方行政の効率化。そして、首長の報酬もですね、そういうことも反映して、変動していくのは当然ではなかろうかというような考え方が非常に強くて、日本でもそういうことを導入しようという雰囲気がありますが。お立場上厳しいかとは思いますが、大阪市では新公共管理論、NPMなんかについては、これは副市長にお尋ねはしますけれども、どういう風に事務局では検討などをされているのでしょうか。

( 財務部長 )

率直に申し上げますと、財政局の方ではそういった検討はまだしておりません。

( 池田会長 )

そろそろ、渡部委員の方で提出していただいた資料について。

( 渡部委員 )

ちょっといいですか。

(池田委員)

はい。

(渡部委員)

これも答えにくいとは思いますが、大事なことです。いわゆる欧米ではチャーターというのがありますね。日本では基本条例なんて読んでおりますがね。ニューヨーク州ですと、ニューヨークステイトチャーター、地方自治体の憲法みたいなものですね。そういうものを日本でも、なかなか先進的な地方自治体では基本条例として制定しておりますが、大阪市ではそれをしていないんですね。現在ご検討中なのでしょうか。

(池田会長)

これはどちらの事務局になるのでしょうか。なければ、直接副市長の方に伺っていただくということで。

(秘書部長)

少し検討、議論した時期はあるんですけども、現在は特に議論になっていません。

(渡部委員)

はい。これは文字通り、地方自治体の憲法でございますね。それを読むとですね、市長、副市長、市議員なんかはですね、州知事、州議会委員なんかも、報酬がきちんと書いているんですよ。そして変更する時は、基本条例、チャーターの変更になりましてですね、みんなが慎重に行動する一つのけじめになっている訳です。

はい、結構です。

(池田会長)

渡部委員から資料を提出していただいております、ちょっと渡部委員にお願いがあるんですが、時間の関係がございまして、予め委員には事前配布されていることを前提にですね、ポイントでご説明いただければと思います。よろしくお願いします。

(渡部委員)

1点だけ。厳しいことが多いように聞こえますが、私は若い時、大阪に税金を払ってきた人間でございます。私は四国の松山という田舎の出身ですが、第二の故郷と思ってですね、絶えず大阪の方を気にしております。ですから、大阪の発展を願ってですね、若干厳しい点もあると。単に悪口だけを言いに来ている訳ではございませんので。大阪の方々

の、大阪の発展を願っております。そして、今ご指摘もありましたけれど、簡単に申すです、地方自治行政コスト、これを私は非常に気にしています。というのは、私は何でも世界価額関係はですね、国際比較を研究すると、その本質がよく分かるという風に思います。で、驚きますのがですね、例えばこのニューヨークを見てください。図表は見にくいと思いますが、上が 2007 年、下が 2014 年でございますが、ニューヨークは現在 808 万人おりますね。議員報酬は 1,125 万円ですね。市長は 2,250 万円です。住民 1 人当たりのコストで見ますと、市長の場合は 2.8 円です。そして、ロスアンジェルスの場合はですね、人口が 377 万人、ニューヨークの半分ですが、市長報酬は 2,324 万円、この為替レートは 100 円でございます。6.2 円、ちょっと高いですね。これで見ますと横浜がですね、市長報酬が 2,687 万円、住民 1 人当たりの市長コストが 7.2 円。そして大阪が、人口が 266 万人、議員定数 86 人、議員 1 人当たりの人口が 3 万 1 千人、非常に少ない訳ですが。ニューヨークなんかは 15 万 8 千人に 1 人の議員ですが、日本は 3 万 1 千人に対して 1 人。非常に議員の数が多いと。で、議員報酬が 1,624 万円でございますね。当然定数も多いですから、住民 1 人当たりの議員コストは、525 円でございます。例えばニューヨークの 71 円に比べまして、7 倍以上ということでございます。で、今日の議論の市長は、2,615 万円でございます。ニューヨークの 2,250 万円と比べ高いだけではなく、住民 1 人当たりの市長コストは 9 円 80 銭、ニューヨークは 2 円 80 銭。このように、非常に住民コストが高くなっているということですね。で、時間の関係もありますから、事務局と会長からは市長はカットして、議員はカットしていませんと言われますけれども、市長だけを日米比較しますと、時間が足りなくなりますから。5 ページの人口 100 万人以上の市の平均値というところを見てもらいましょうか。そうしますとね、市長の報酬はですね、日本は 2007 年、1.9 倍であると。それが 2014 年になると 1.6 倍と少し改善しておりますね。これは不況のため、特に 2008 年以降のですね、社会的な不況を反映していると。それで今度、市長の住民 1 人当たりコストを見ますとですね、日米格差が 2.6 倍だったのが 2007 年、2014 年には 2.3 倍と、ちょっと落ち込んでおりますけれども、地方自治が進んでおりますアメリカと比べましても、2 倍を超えていると。私は細かいことは言いません。1. 何倍かだったら分かるんですけど、2 倍をかなり超えているというのが日本の実態であるということですね。これはきちんと、アメリカの場合も公的資料に基づき、日本の場合も公的な、総務省なんかの議長会なんかの公的資料で管理しておりますので、客観的に比較が可能であるということでございます。で、事務局から言われたのですが、2007 年の数字について、先生ちょっと疑義がありますと言われてますんで、そのことは事務局からご説明いただきたいと思っております。

( 給与課長 )

ありがとうございます。ただ今渡部委員の方からご説明いただきました資料につきまして、事務局の方から若干の補足説明をさせていただきたいと思っております。

渡部委員、大変お忙しい中資料を作成していただきありがとうございました。また解説を賜りましてありがとうございます。

委員のおっしゃるとおりだとは思いますが、若干資料のですね、日本の都市におけます2007年データと2014年データの出典元、あるいは算出方法に実は相違がございまして、それによりまして、2007年データは先ほど委員からご説明があったとおり総務省の公表資料をベースに算出されておりますので、実はカット後の報酬額が基礎額として計算されております。一方2014年のデータは、前回私どもの報酬審から提出させていただいた数値をお使いいただいておりますので、カット前の条例の本則値で算出した額が示されているというところでございます。また、2007年のデータは報酬年額を算出するのに期末手当相当額として一律に5.3ヵ月分が加算されるなど、渡部委員が一定の前提条件を設定されて算出されました試算値にあたりますので、実際の支給額とは異なる部分もございます。なお、大阪市の2007年におけます大阪市長の条例上の年間給与額といたしましては、28,611,000円となります。また、同時期の大阪市会議員につきましては、議員定数のところが89人となりまして、年間の報酬額は17,748,000円というのが条例上の数字でございます。

大阪市におきましては2010年に報酬審の答申を受けまして、市長、議員共に引下げを行っておりますので、渡部委員の資料で2014年度に記載されております額に、2010年からなっているということでございます。カットという意味ではここに反映させていただいておりますので、その旨だけ補足させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

(渡部委員)

はい。これは私も気になりましたから、横浜とか全部資料で確認いたしました。横浜市は2007年の数字も私の資料が正しい数字でございまして、総務省の資料は手当を除外していますから、その分私の方がちょっと大きくなっておるということで。しかし、私の統計は全部、総務省の手当をカットした数字でございますので、それなりに統一性はございません。しかしですね、細かいことは副市長から話を聞こうと思うのですが、大阪はですね、2007年よりかなり前にですね、財政状況、市税関係なんかでもピークを過ぎて、急激に落ち込む過程でですね、この表のようにかなり高い数字であったということを私は言いたい訳です。以上。

(池田会長)

事務局の方は今の点について、コメントございませんでしょうか。それでは委員のみなさまの方から質問等お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

渡部委員の方から、非常に詳細な国際比較の資料をご提出いただいたところですが。

(山崎委員)

よろしいでしょうか。

(池田会長)

はい、どうぞ。

(山崎委員)

副市長がお見えになる時間は大丈夫でしょうか。

(池田会長)

そうですね。11時になりましたら中断させていただきます。まだ若干時間があります。

(山崎委員)

先生のご研究、非常にこのデータ、なかなか世界にも例を見ないご研究をされているということで、まず敬意を示したいと思いますが、比較をするということに対して、比較をするための前提というものが同じじゃないと、比較することに私は意味がないのではないかと実は思っております。アメリカは安い、日本は高い。しかし、民主主義の歴史と、議員ないし市長を選んできた選び方というものは、私は違うという風に思っております。そういう意味では参考にはなるけれども、これで比較して高い低いということを議論することは正しいのかという疑念を少し持つということと、もう一つは、資料を拝見しますと、アメリカの中でも随分ばらつきがありますよね。例えば、ニューヨークの市長コストが2.8と書いていますけれど、サンフランシスコだと20.4とかですね、20代の数字がアメリカの中でも随分あるということだろうと思うんですね。日本の中でもデータをずっと見ていきますと、地方都市の方が結構高く、大都市は低いという傾向があると思うんですね。その辺についてどういう風にお考えになっているのかということをお教えいただければと思います。

(渡部委員)

いい質問をありがとうございます。これはよく質問をされるのですが、日本とアメリカは違うじゃないか、日本とEUは違うじゃないかと言うんですが。私もですね、年金学者としては、海外活動をおそらくかなりしている方になります。確かに歴史も文化も色々違いますよね。彼らが必ず言う、一番大事なものはコストです。住民負担、金銭的成本です。それがどの国にも共通しておるんです。ですから、その面はですね、国が違うからこの数字はあまり意味がないというのはどうかと思います。これは、池田会長と府の委員をしてやった時にですね、私は国会議員の年金の調査会で委員の一人としてやった時には、国会議員を会派別に呼んで意見を聞いたんですね。府の場合はちょっとそれを嫌がってですね、各党が来て一緒に議論しました。その時に、やはり山崎委員のような発言があり、先生、それはアメリカはアメリカ、日本は日本、EUはEUです、と。しかし、一人だけ、

やはり国際比較は大事ですね、渡部委員のおっしゃることはなかなか意味があると思いますと言われた方がいます。今の府知事になられた方ですね。やはりさすが見識が違うなという風に思います。そして、同じアメリカでも日本でも、ばらつきがありますと。そのとおりです。ですから、地方自治についてもやはり議員コストが大事だというのはベースにありますけれども、やはり都市の発展的に伸びているところとですね、凋落しつつあるところではまた違いますしですね、地方行政の課題なども様々であると。色んな対応があると。日本は世界動向から見てどうなのかという趨勢から見ると、大阪も含めてですが、異常ではなからうかと思っている次第であります。

(池田会長)

国際比較の有用性については議論もあるかと思いますが。

(山崎委員)

いえ、さっきご質問を申し上げた、アメリカの中で何故これだけ差があるのかということ。

(池田委員)

ええ、それを渡部委員、お願いします。

(渡部委員)

さっきも言いましたようにですね、例えば、どこどこを見ましょうか。

(山崎委員)

例えば、サンフランシスコで20.4で、ニューヨークで2.8ですよ。なぜこれだけの差があるのか。

(渡部委員)

ええ、サンフランシスコとニューヨーク。これは、まず人口が79万人と808万人、10分の1、やはり規模が小さくなると、委員も先ほどちらっと言われましたけれど、負担する住民の数が増えるそうですね、行政コストは安くなる傾向があるし、人口が少なくなると高くなる傾向がある。まずその端的な反映であります。

(山崎委員)

ですから、単純に小さい数字と大きい数字だけの議論をしていいのかと思うということでございます。

( 渡部委員 )

そこは、見識の問題であります。

( 山崎委員 )

この比較議論をすると、例えば、日本の企業の社長の給料は安い、アメリカの企業の社長の給料は高いと。日本の企業の社長の給料を上げるべきではないかという議論になります。

( 渡部委員 )

それはですね、収益に対する配分の問題になり、ちょっと違うのではないかと。

( 山崎委員 )

副市長が参られました。

( 池田会長 )

村上副市長がお越しになられていますので、意見交換に移らせていただきたいと思います。

村上副市長、本当に公務ご多忙の折、誠にご配慮ありがとうございます。それでは、よろしく申し上げます。

( 村上副市長 )

それでは一言ご挨拶申し上げます。皆さま方には、各界から本市の特別職報酬等審議会の委員にご就任いただきましてありがとうございます。

また、大変お忙しい中ご出席賜りまして、重ねてお礼申し上げます。

本日は本市特別職を代表いたしまして、私の方から委員の皆さま方のご質問等にお答えさせていただきたいと存じますので、どうぞご遠慮なくお尋ねいただきまして、また、忌憚のないご意見を頂戴したいと存じますので、何卒よろしく願い申し上げます。

( 池田会長 )

どうもありがとうございます。それでは貴重なお時間を頂戴しておりますので、有意義な意見交換を行いたいと思います。

それで既に前回資料の中にもございましたし、本日市長、副市長について説明をいただいたところです。それで意見交換の前に、私の方から基本的な確認をさせていただきたいと思います。

まず勤務実態の概形につきまして、副市長について、平均的な一日ということで、何時くらいに登庁されて、何時くらいに退庁されるのかといったところからお話いただければ

と思います。

(村上副市長)

公務が無ければ特に、朝9時から5時ということはありませんので、1日の時間配分の中で、平均的に言いますと10時頃には来て、夜6時頃には退庁するというのが普通のパターンなんですけれども、都合によって色々変わりますので、平均がそれかと言うと、色々なパターンがありますので。全然決まっていないというのが実情です。

(池田会長)

ありがとうございます。それで、退庁された後、いずれにしても資料等の確認を含めて、時間がかかると思うのですが、例えば平均的な一日として、庁舎外での勤務に関わるような時間と言いますか。

(村上副市長)

庁舎外で資料の読み込みとかいうのは基本的にはないです。明るくなる早急に会合があってですね、そういう場合には家に持って帰ることもありますけれども。基本的には庁舎内で作業を済ますことにしております。庁舎外での対応というと、正直に申しますと議会対応ですね。それが一番の中心になります。

(池田会長)

いただいた資料では、かなりそういった対応を含めた、あるいは打合せ等でかなり過密な、タイトなスケジュールだと伺えるところなのですが、そういう中で資料の読み込みとなると相当だと思うのですが。

(村上副市長)

私の場合、約40年近く市役所で勤めておりますので、基本的に知らないことというのはありませんので、各局から色んな上がってくる事項について、各局と色々相談をすると。それから、市長から諮問といいますか、ご下問になられたことについてですね、自分の経験上なり今の傾向から見て、方向性を出すというそういうとりまとめをしておりますので、全く何も知らないことを一から勉強するということは、基本的にあまりないですね。

(池田会長)

ありがとうございます。それでは、私から最後の質問になります。一般職と特別職の特徴的な違い、それから、市長と副市長の特徴的な違い、これについてご説明をお願いします。

(村上副市長)

先ほども申し上げましたように、私は市役所の職員出身ですので、総務局長を最後に変わっております。ですから、局長なり部長の時というのはですね、自分の所掌範囲というものはっきりしておりますし、それについてはやはり細かいことまで知っておく必要がありますので、正直言いますと局長の時の方が大変な感じはあります。ただ、副市長になりますと、担当局が増えますので、細かいことを全部把握することは出来ません。10局程度持っておりますので、例えば福祉の関係ですと、私は現職時代福祉の経験がないものですから、これは先ほどの例でいきますと、資料を勉強しないと分からないことが多いという一つの例にもなります。もう一つ、教育関係とかですね。ですから、新しいそういうところについては、概略をいかに頭に早く入れるかというのがポイントになると思います。

局長時代と一番違いますのは、局間の調整を私の方でする必要があること。それから、後でお答えしますが、市長との違いというのは、市長は政策の方向性を出されますので、やはり選挙でそういうことを訴えて通って来られていますから、その方向性を出されます。それで、我々の仕事というのが、その方向性に向かってですね、一番効率よく仕事を出来るように、これについては外から来られた市長よりは、中におります我々の方が効率的なやり方の進め方といえますか、それはまさに我々の仕事だと理解はしております。それが出来ていれば市長的には満足いただけるのかと思いますし、後は先ほども言っていましたけれど、議会対策ですね。議会対策は、市長の場合やはりどうしても対立軸を出されますので、どういう落とし所にするとか、そういうことは私の仕事かと思っております。

(池田会長)

ありがとうございます。それでは貴重な時間です。どうぞ、活発な質疑応答をお願いしたいと思います。

(藪根委員)

すみません。私も基本的なことをお伺いしたいのですが、村上副市長はすごく経験が長いということで、先ほどのお答えで、知らないことを一から勉強することはないということで、資料の把握などはそれほど時間がかからないとのことでしたけれども、他にいらっしゃる2名の副市長も同じような形という風に理解させてもらっていいのでしょうか。

(村上副市長)

そうですね。今の3人の副市長はみんな市の職員からなっていますので、それぞれ30数年勤めてから来ていますから、先ほど私の場合福祉部門が少し弱いと言いましたが、それはみんな持っていますけれど、当然自分が経験しておられたところについては、張りきりましたら現職の職員より強いくらいに知識を持っていますので、それは同じことかと

思います。

(生駒委員)

すみません。多分素人の質問になるかと思いますが、副市長の役割と責任と理念についてお伺いしたいのですが。市長が全行政を包括的にご覧になっていて、3人の副市長がおられる。ダブっている部分もあるかと思うのですが、それを分担してその範囲の中で責任と執行をおやりになられているのでしょうか。

(村上副市長)

一応3人で局の分担をしておりますので、そこの被りはないんですけれども、例えば議会対策ですと被ってきます。それは長年の中で得意なタイプといいますかね、相手はバラバラになっていきますので、あの人だったら僕が行く、というようなことはありますね。

最後に言いましたけれど、市長と我々の一番の違いは、市長は方向性を出すのが仕事ですから。繰り返しになりますけれども、我々はその方向性に向かって、一番効率的なやり方ですとか、皆さんの理解が得られるやり方ですとか、職員がやりやすい方法とか、そういうのを調整するのが仕事だと思っています。ですから、市長と我々では全然ダブリません。

(池田会長)

更にいかがでしょう。

(中村委員)

すみません。私も素人質問なんですけれども、報酬の妥当性を検討するにあたってですね、仕事の性質は違うといえ、一般の事業会社のような考え方を取り入れて、実際の業績と若干の連動だとか一部連動という考え方を入れるという方向性もあると思うんですけれども、副市長としてはそういう考え方について、取り入れるとすればどういう形で取り入れることが、今の体制に馴染みやすいかということをお伺いしたいんですけれども。

(村上副市長)

一般職員につきましてはですね、数年前からですね、冬と夏のいわゆるボーナスですね、勤勉手当部分についてはですね、業績評価を入れていきます。S、A、B、C、Dですね。例えば今の局長クラスですと、SとDだと100万円くらい差がつくと。ですから、それを順番に部長、課長、課長代理とつけますので、業績評価的なものは勤勉手当につけるようにしていますので、局長で100万円、部長で50万円くらいでしたかね、1回1回それくらいの差をつけています。

それを特別職にというのはちょっと難しいかと思います。3人しかおりませんしね。こ

ここで違いを出すのは難しいかと思います。先ほども言いましたように、仕事が補佐ですから、市長の補佐をする調整役ですので、調整役で差をつけるのは難しいような気がします。

(池田会長)

はい、更にどうでしょうか。

(渡部委員)

よろしくお願ひします。会長、私、4つ5つ質問がありますもので、一つずつ質問してもよろしいでしょうか。

(池田会長)

どうぞ。

(渡部委員)

お忙しいところ、どうもありがとうございます。基本的なことを4つ5つ質問させていただきます。

まず基本条例というのがですね、やっと日本にも少しずつ普及し始めまして、欧米でいう、いわゆるチャーターというものです。市の憲法、州の憲法。どういう理念で地方行政をやっていくか。当然その中には、市長、副市長、議員の報酬の額まで書いております。市長が変わるたびにそれは変わるわけですが、日本でも地方自治体の中で基本条例を導入しているところもありますが、大阪市はまだ導入してませんですね。それはどういうことなんでしょうか。今現在、どのような検討、準備中なんでしょうか。

(村上副市長)

基本的にはこういう特別職の報酬審の場でご意見をいただいて、その上で議会に諮って決めるという風になっておりますので、基本的な考え方は今の特別職の報酬の条例に定めておりますので、報酬ということであればそういう形で決まっていますし、政策面でいきますとね、運営方針というのをですね、毎年予算に沿って市長から出しますので、それは税収の動向ですとか、業務の進捗状況によってですね、毎年の政策の方針は変わって参りますので。もっと根本的な基本条例ということであれば、それは多分市長が選挙で訴えられた公約というのがそれにあたるんだと思います。それが基本条例の一面という形がいいのかどうか、私もまだ決めかねますけれども、ただ条例となりますと議会での審議が必要となりますので、市長が自分の思い通りにですね、条例を決めれるかどうかは、また別の要素が入って参ります。そういった意味では、市長の基本的な運営方針ということであれば、市長が自ら出された、それは条例という形をとる必要はないんじゃないかという気はしています。

(渡部委員)

分かりました。条例という形というのがありますが、私も橋下市長のことはよく分かりませんが、今日ですね、21世紀の日本の発展のためには何が必要か、私は行政改革、特に地方自治改革、そして社会保障改革、年金改革、この2つが必要だと思っていましてね。で、ピタッとそれが橋下府知事のそれとマッチしましてね、それからこうやってお声かけしていただき、是非お会いしたいと思っておりますので。折角大阪から日本を変えようという方針で進まれている素晴らしい地方自治体ですから、日本の大都市で初めて基本条例を定めてこういう格好で大阪行政をやっていくということをですね、高々に謳われたら、日本全体が大阪を見る目もまた変わってくるんじゃないでしょうかね。そのあたりは、副市長としてどのようにお考えでしょう。

(池田会長)

渡部委員、今のはかなり意見のところなので、まだ質問がおありになんですよね。そちらを先に言っていただけますか。

(渡部委員)

はい、2番目はですね、財務部長からお話もあったのですが、ファシリティマネジメントといいましてね、極端な場合遊休資産なんかをですね、欧米でも日本でも、十分に活用していないところが多いと。そういうものを活用しよう。そのためには公会計制度をですね、単式から複式に変えなければなんですが、それは来年度からやられるそうなんですが、とにかく遊休資産を民間企業の経営の発想を入れてですね、どんどん展開して行ってですね、大阪は確かに苦しい面もありますけれどね、発展していくと思うんですが。そういう民間経営手法を入れてですね、大阪を運営するということについては、現在特にどういう風にお考えでしょうか。

(村上副市長)

遊休資産につきましては、私も前の仕事の中でですね、遊休地の売却、未利用地の売却について積極的に進めてきております。この間の累計は2,000億を超えたと思うんですけども。昔は公用財産は売るものではないというのが支配的でしたけれども、そうではないと。遊ばしておくよりは、民間活用していただくことが地域の発展にも繋がっていくことですし、しいてはそれが税収の増嵩に繋がりますので、積極的に土地の売却を今やっております。約7～8年前から積極的に進めております。

それから、ファシリティマネジメント、施設間の特に利用の仕方の変更も含めてですね、これは全庁的なチームを作りまして、施設の廃止に伴う代替の使い方というのは進めております。そういうところに、民間の方々に有識者として入っていただいております。ご意見

伺いながら進めておるといのが、今の進め方です。それは民間の会社的に取り組むという形にはまだなっていません。ただ、公共施設ですから、地域の方のご意見をですね、十分に反映していきませんと、今の行財政改革のプログラムの中の施設の数、それから、どれくらい市内にあったらいいのか、これは地域ごとに意見が分かれるところもありますので、十分に地元なり議会とお話をしながら進めていきませんと。目標値を出しております。例えば、現在大阪市内に各区単位で体育館とか持っておりますけれども、そういうのはいくつが適当なんだと。数は出していますけれども、実際要らないとなったらすぐに売っていいのかとか、そういう問題もありますし、ミスマッチもあってですね。例えば、数的には要らないけれど、まだ施設は新しいとかですね、なかなかそのバランスがありますので、一概に数さえ減らせればいいというものではありませんし。例えば体育館をファシリティマネジメントといいましても、どういう施設にしていっていいのかと、そういう細かいのが要りますから、必要性については充分認識して進めておりますけれども。個々の施設をどういう風に転用するかというのは地域の声も聞いていかなければいけませんし、施設のあり様を一つずつチェックしていきませんと、更に施設を潰して勿体ないということになりますので、丁寧にやっていかなければならないと。

(池田会長)

それでは渡部委員、予定の時間がほぼ来ていますので、残りの質問は一括してお願いします。

(渡部委員)

申し訳ございません。資料を見ましてもですね、市民1人当たりの負債額というのがですね、市民1人当たりの行政コストというのがですね、横浜や名古屋なんかと比較して出されております。大阪が一番、行政コストが高いんですね。そして、職員の給料額を見ますとですね、若干下がっておるんですね。このあたりのどういう点が難しく、どのように取り組んでおられるのかということをお話いただけないでしょうか。

(村上副市長)

行政コストの点でいきますと、元々職員が多いという指摘は受けております。ただ、例えば横浜市と比べますと、地下鉄の延長距離からいいますと、大阪市の方が断然長いです。地下鉄の総延長ですね。その中で交通局の職員の数が多いというのは、これは当然のこととなる訳ですね。それからもう一点、今話題になっておりますけれども、幼稚園の民営化ということがあります。横浜市は市立幼稚園が0です。それから市立高校も0だと思えます。それに比べまして大阪市は59園の市立幼稚園を持っております。市立高校も約20校持っております。だから、勤めている職員数が多いのは事実です。それからもう一点は、現業職員が多いことです。これはごみの収集だとか、下水関係を中心に非常に現業職員が

多いという実情があります。そのために、人件費が多いというのはございます。ですから、比較しますとそういうところが多い訳です。行政職員の比較でいきますと、逆に少なくなってきた現状があります。

それから、個々の給料の実態でありますけれども、指定都市ではうちが最低です。一番下まで下がりましたので、正直言いますと、あまり下げ続けると、士気にかかわることですので、給料カットが今年度で3年目を迎えて、一旦終了してありますので、今年の人事委員会の報告なんかをいただいた後、そういうカットをどういう風にしていくのかというのが、今年の課題であります。正直言いますと、昔は政令市でトップレベルでしたけれども、今は政令市で一番下のレベルになっていますので、こういう状態がいつまでも続くのは多分良くないだろうと思っています。

ただ、トータルの行政コストというのは、当然下げていく必要がございます。今、渡部先生がおっしゃったようにですね、その原因がどこにあるのかと。一つは人件費ならば人件費の削減をやらなければなりませんし、先ほどの幼稚園や高校の問題ならば、どうするのかというのもあります。

もう一点は、市民利用施設。これが多いのが行政コストを上げるよう作用していると思いますので、市民利用施設を最適の数にしていくにはどうしたらいいのかと。一方的に潰せばいいという訳でもないと思いますので、そのへんの問題。

それから、例えば小学校、中学校にしても数が多いです。規模の小さな学校が多い。ただ、これも一律に適正規模にすれば、それで地域はいいのかと。そうすると、子どもが非常に遠くまで通わなければならなくなりますから。どういう小学校を変えるのに、どういう措置が必要かということが出て参ります。行政コストを下げるというのは単に人員が多すぎて給料が高くてということであれば、それはかなり是正されていますので、あとまだ何があるのかというのはきっちり精査しながら進めていく必要があると思います。

(池田会長)

どうもありがとうございました。予定していました時間が参りました。村上副市長、当審議会のために過分なご配慮をいただき誠にありがとうございました。今日色々教えていただきました業務の実態等につきまして、慎重に審議させていただきたいと思います。

本当にありがとうございました。

(村上副市長)

よろしく願いいたします。

(池田会長)

それではここで村上副市長への質問は終了ということで、意見交換の方に移りたいと思います。

(生駒委員)

副市長に伺うべきかどうか迷ったんですけれども、皆さま方に教えていただきたいのですが、先ほど副市長のお話を伺ってしまして、市長は方向性を決める、副市長は執行部隊であると、非常に重要なお仕事をなさっているという風にお聞きしました。

副市長は特別職になられるということは、一般職から上がってこられていますが、一度退職をなさって、今の公務に就かれていらっしゃるのでしょうか。

(人事室長)

そうです。一度退職なさって、今の特別職に就かれています。

(生駒委員)

そうすると、任期が4年でございまして、再任、もう一度4年継続なさるということは。

(人事室長)

それは可能です。

(生駒委員)

分かりました。ありがとうございます。

(池田会長)

何か他にございますか。

(生駒委員)

すみません、渡部先生にお伺いしたいのですが、この資料ですね、非常に勉強になる数字でございます。ここで、先ほど山崎委員がおっしゃっていたことも、少し私の中にもありまして。他の市と、国内で比較する場合、グローバルで比較する場合、どちらも市の前提条件というのがすごく重要になってくるかと思えます。先ほど先生はコストとおっしゃいました。それは非常に分かりやすいのですが、実は私は大阪市民ではありません。でも、24時間の大半を大阪市で過ごさせてもらっておりまして、会社も大阪に登記しております。この大阪市を一つの企業として考えますと、実業の数字ですね、ニューヨーク市がどうなのか、大阪市がどうなのか、その実業に見合った市行政をされている。単純に住んでいる人だけの数字で把握し比較するのは、またちょっと違うと思うのですが、その辺を先生、教えていただけますでしょうか。

(渡部委員)

先ほどお話した件と同じなのですが、要するに日本とどういう風に違うのかと一言で言えば、まずコスト。地方自治というのは、市民全体が出来るだけボランティア活動で積極的に参加して、そして安いコストで運営しようというのが、地方自治の一番進んだ欧米の基本潮流ですね。ところが、日本ではボランティア意識が、大きな欧米の市では議会でも夜間にしたり、土曜日、日曜日にやったり、ですから州の議員とか市の議員でも従来の仕事をそのまま保持しながら、議員としての活動も出来るということですね。そうするとコストも安くなるでしょう。その点日本は、ボランティアで地方自治をやるんだと、より安いコストでより公平に効率的に透明性高い地方自治を確立するんだという基本理念が弱いように私は思います。大阪では全国に先立って実現して欲しいなと思います。

(池田会長)

日米比較の前提としての、共通に見るための諸条件をしっかりと客観的な形で揃えなければならぬという中で、国際比較のあり様等についてご指摘いただいたところです。

この点に限らず、何かあればどうぞ。

(山崎委員)

ちょっとよろしいですか。少し話題を変えたいと思います。年俸で見ますと、私が聞いた話では、事務次官の給料を超えられないと聞いているんですが、例えばこの 3,600 万円だとかいう数字を年俸だとして規定した時に、その額は可能なのでしょうか。

(池田会長)

事務局で、答えられるならばお願いします。

(給与課長)

はい。今のご質問なんですけれども、事務次官の額を超えることが出来ないという規程は、私自身は存じ上げません。事務次官は国家公務員でございます。我々は地方公務員でございますので、給与の組立てといたしますか、規定されております法律も違いますので、恐らくそういう規程はないのかと思います。我々一般職員は当然人事委員会でございますし、地方自治体の特別職につきましては報酬審で金額を決定するという事になっております。ただ、事務次官は恐らく今、正確な数字は分かりませんが、2,200 万円から 2,400 万円くらいではないでしょうか。それに退職手当が乗れば、この数字を恐らく上回るのではないかと思います。

(山崎委員)

ありがとうございます。

( 渡部委員 )

今のですね、山崎委員の発言ですけれども、私もそう聞いております。ですから、法令上何条かというのはないんでしょうけれどもね、そういう風に確固として行政慣行があるということですね、聞いております。

( 池田会長 )

その他いかがでしょうか。市長、副市長の報酬比較等色々な点があると思うんですけれども。

( 渡部委員 )

ちょっとよろしいですか。市長、副市長の点で、一言言っておきたいのですが、市長と副市長というのは、政治的に任命された副市長は違いますけれども、通常日本の市のように、職員からキャリアを上げて副市長になった人は根本的に違うと思うんですけれども、これは欧米でもそうなんです。政治的に任命される方は、先ほども言いましたとおり、行政コスト意識が高く、ボランティア精神が非常に強いものですからね、報酬は結構低くて、職員から上がって来られた副市長の方が高いところが、州ベースでも市ベースでも、欧米では結構あります。ですから、私は市長の報酬を定める基準と、副市長の場合は別にすべきだと思っておりますね。後で詳しく申しますけれど、日本の場合、大阪の場合も、4割削減だと市長も副市長も同じにしておりますけれど、このあたりは議員と議長のレベルと違うと思うんですよね。ですから、副市長についてはそれなりの待遇をある程度すべきだと思います。

( 池田会長 )

他にございませんか。

( 山崎委員 )

お伺いしたいのですが。年俸制を採用している自治体が0、退職手当を不支給としているが自治体0、通算している自治体は1とあると思うんですが、退職手当を受け取らないという公約を掲げる市長がおられると思うんですけれども、それが日本の中で何人くらいいるか分かりますか。

( 人事室長 )

数字的につかんでおりませんが、おっしゃるとおり退職金は要らないということを公約に入れている方もいらっしゃいます。

( 山崎委員 )

これは本当に要らないという、0ということで。

(人事室長)

そうです。ご自身で発言されているということと、ただ公選職なので寄付ということになりますと公選法違反になりますから。

(給与課長)

すみません。若干の補足をさせていただきますと、今議論いただいておりますのは条例の本則値でございます。一方で選挙に出てこられた市長が自分の任期の間中はこうするというを本則値の条例とは別に、私の任期中だけ特例カットしますと、その時に給与をこれくらいカットしますだとか、退職金は受け取りませんというのが全国の首長の中で最近見られている傾向でございます。一方で先ほどの資料で出てきています退職手当の不支給は、本則値上ではみんな支給しますということなのですが、選挙に出てこられます首長が自分の間だけはこうしますという例が、委員がおっしゃられた例でございます。

(渡部委員)

よろしいですか、最後です。欧米の方々と議論して、彼らが日本のことについて理解出来ないという幾つかの一つが、市長に退職金があるということです。彼らの発想からいえば、想像出来ないというのですね。基本は出来るだけボランティア活動の推進、そして出来るだけ安いコスト。彼らは政治家だから一般の行政職とは違うと。それなのに何で退職金が出るんだ、と。このあたりがやはり日本の行政は、中央も地方も含めてですけどもね、公平性、透明性、効率性が非常に低いと思います。そしてニューヨークはアメリカで一番高く、2,250万円、1ドル100円です。しかし去年の12月末まで10年間在籍したブルームバーグは、1ドルでいいんだと。彼はですね、1ドルで、ボランティア精神です。ニューヨークを手助けすると。丁度2001年の9月11日にニューヨークで同時多発テロがあったじゃないですか。あれでですね、ニューヨーク、アメリカの治安はものすごく乱れてね。そして財政も貸付けも大変だという時にですね、彼は財界から出まして、私なんかは全く分からない電子通信関係の勉強をされて、そして更にハーバードの経営修士もとられて、実業家にのし上がった人なんです。自ら1ドルでいいと答えた。そして12年間やって、ニューヨーク市を立て直した訳なんです。私は9月11日に偶々4年に1回の社会保障の担当官庁の世界会議がありまして、官僚7名と私がおったんですけどもね。昼休み、気が狂ったようになったんですね。そしたらテレビでそのような風景ですよ。だから要するにそれくらい、1ドルでいいんだと。それくらいの精神です。少なくとも地方自治体の首長や議員は取り組んでおるんだと、私は最後に言いたいです。以上。

(山崎委員)

ブルームバーグは大金持ちですから。残念ながら日本にはそういう人はいないと私は思います。

(渡部委員)

ですから、1ドルというのは極端にしても、とにかくあまりにも日本の特別職の、副の方は違いますが、首長や議員は問題ではないかというのが私の見解であります。国際比較というのは絶対無視しては、日本を本質的に分析や解決策は不可能だと思います。以上。

(池田会長)

ありがとうございます。

ほぼ予定していた時間になりましたので、本日の審議会においてはひとまずこれで終えたいと思います。今日、副市長に出席をいただいて、市長、副市長の勤務の実情、業務の中身について理解を深めていただいたところだと思いますけれども。このあたりは事務局とも相談の上、しっかり整理を進めていきたいという風に思っております。その上で、前回、今回ということで資料説明、それから本日のヒアリング、そういうところを踏まえて、一度委員の間で、本日の最後はかなり意見が分かれる点も出てまいりましたが、このあたり含めてまだ論点の対応ですので、集中した審議が必要だという風に考えておるところです。

そこで、次回にしても時間は限られておりますので、なるべく効率よく意見を最大公約数としてまとめていく必要がございますので、事前に次回についてはこの点について意見交換したいということで、テーマを予めお示しをすることを考えております。その上で審議会に臨んでご意見をいただき、それから、全員出席いただくということで事務局の方で相当ご配慮いただいているところなんですけど、やはりこれだけメンバーがいますとなかなか全員出席がかないませんので、調整がつかない委員におかれましては、事前にペーパーでご意見をいただき、それを全体の中の審議に反映させていただきたいと考えておりますが、そのような方向性でよろしゅうございますでしょうか。

(渡部委員)

会長、ちょっとよろしいですか。

(池田会長)

どうぞ。

(渡部委員)

会長ですね、今おっしゃったことは、次回で首長さんの結論を出すと、その次からは議

員に変わるということですか。

(池田会長)

それは次回がどうなるかという、意見のクオリティの問題もありますし、結論にある程度最大公約数的に達するかどうかにもよりますが、なるべくなら答申の目途もございませので、議員報酬の議論も相当時間がかかるテーマですので、そのように思っただければ、大変私としてはありがたいと思います。

(渡部委員)

はい。私も効率的な運営を気にしているのですが、仮に結論が出て次に議員に行くとするでしょう。そうすると、大阪市という一つの自治体の動きを考えた時に、同じ水準で結論を出さないと不公平な気もするんですね。そしたら、ずっと議論して行って、最後の2回くらいでどうするかという具体的数字を決めた方が、いいんじゃないでしょうか。

私が違和感を持ったのは、いろんな問題も内在しておいて、それに対する質疑があまり活発じゃなかったなという。

(池田会長)

次回もありますので。

(渡部委員)

はい。充分議論して、最後の結論は議員も含めて出すというのはいかがでしょうか。

(池田会長)

ご指摘ありがとうございます。いずれにしても大阪府の場合と違って、答申は一本でございませので、最終的に全体を見た上でご意見賜るのは可能かと思っませ。ありがとうございます。

それでは次回の日程は既に調整をさせていただいております。6月4日(水曜日)午前10時15分ということで開催をさせていただきますので、委員の皆さまどうぞよろしくお願ひいたします。

その次の第4回目で市長及び副市長の給料、退職手当等の答申の基礎となる具体的な方向性、水準について整理を。それから、次の市会議員の報酬、政務活動費についての議論をスタートさせるというイメージを今の段階では持っておりますので、予めご承知置きいただければと思っております。

本日は大変熱心なご議論、ご意見をいただきまして誠にありがとうございました。これをもちまして、本日の審議会を終了いたします。ありがとうございました。